

1 破毀院民事第 1 部 2016 年 11 月 9 日

15-25. 873 号 (判例集掲載)

2 破毀院民事第 1 部

- 上告番号 : 15-25. 873
- ECLI:FR:CCASS:2016:C101245
- 判例集掲載
- 結論 : 棄却

2016 年 11 月 09 日 (水) の公開審理

控訴審判決 : パリ控訴裁判所、2015 年 6 月 24 日

3 裁判長

Mme Batut (裁判長)

4 弁護士

SCP Lyon-Caen et Thiriez、SCP Meier-Bourdeau et Lécuyer、SCP Thouin-Palat et Boucard

5 全文

フランス共和国
フランス国民の名において

破毀院民事第 1 部は以下の判決を下した :

唯一の理由について :

控訴審判決 (パリ、2015 年 6 月 24 日、第 346/2015 号) および提出された文書によれば、2011 年 12 月 6 日、ナンテール大法廷の検察官は、当時適用されていた刑事訴訟法第 78 条の 2 第 6 項に基づき、2011 年 12 月 10 日の 13 時から 24 時まで、ラ・デファンス地区の特定の場所で、故意の暴力、車両の盗難または車両内の盗難、麻薬、武器および外国人に関する法律違反の犯人を捜索するために身分証明書の確認を行うよう求める要請を出した。この要請の執行として、警察官は X 氏、Y 氏、および Z 氏の身分証明書を確認したが、これにより司法または行政上の措置は取られなかった。X 氏は、出身、外見または民族的所属に基づく差別的な確認であるとして、公的司法制度の欠陥による精神的損害の賠償を求め、司法組織法典 L. 141-1 条に基づき、国家司法代理人を訴えた。

国家司法代理人は、X 氏に対して精神的損害の賠償として 1,500 ユーロを支払うよう命じた判決を不服とした。以下の理由による :

1° / 司法が否定された場合を除き、公的司法制度、特に司法警察の活動の欠陥によって生じた損害を修復するために国の責任が問われるのは、重大な過失がある場合に限られる。重大な過失とは、司法サービスがその任務を遂行する能力がないことを示す一つまたは一連の事実によって特徴付けられるものである。判決の認定によれば、刑事訴訟法第 78 条の 2 第 6 項に基づく検察官の要請の執行として 2011 年 10 月 1 日に行われた身分証明書の確認の中で、司法警察官は、この要請によって規定された場所、日付、および確認の理由に関する条件を遵守して、X 氏の身分を確認する必要があった。それにもかかわらず、この身分証明書の確認が司法警察の任務遂行能力の欠如を示すものであると判断した控訴裁判所は、その認定の法的結論を導き出さず、司法組織法典 L. 141-1 条に違反した。

2° / 自分が受けた身分証明書の確認の合法性に異議を唱える当事者は、その後を開始される可能性のある手続きの無効を求める訴訟と、上告人が提起した手続きが証明するように、司法組織法典第 L. 141-1 条に基づく国に対する責任追及の訴訟の両方を利用できる。これらの訴訟により、確認の理由に異議を唱えることができる。しかし、身分証明書の確認に関する法律は、これらの身分証明書の確認に追跡可能性がないために、効果的な司法救済を受ける権利を十分に尊重していないとし、個人の権利および平等原則の侵害の立証規則を調整することを正当化すると判断した控訴裁判所は、人権および基本的自由の保護に関する条約第 13 条を誤って適用した。

3° / 人権および基本的自由の保護に関する条約第 14 条に定められた原則は独立して存在するものではなく、条約によって認められた権利および自由の非差別的な行使を保証するものである。控訴裁判所は、条約第 14 条の規定に従ってその享有が確保されていない、条約によって認められた権利または自由を特定することなく、身分証明書の確認の実施における非差別の証明は、欧州人権裁判所がこの条文を実施することに従わなければならないとしたことで、この条文および司法組織法典 L. 141-1 に照らして、その決定は法的根拠を欠く。

4° / 控訴裁判所が、司法警察が差別的な身分証明書の確認を行ったことで重大な過失を犯したと判断するために、証人の証言に加えて、統計から得られた結論を採用したにとどまったが、それは一般的なものであり、立証されるべき具体的な事実との関連において、特定の事実を立証するための重大で具体的かつ一致した状況の特徴づけるには不適切であったこと、X 氏が被害者であると主張する待遇の違いを立証する重大で、正確で、一致する状況の束を示さなかったため、その決定は司法組織法典第 L. 141-1 条に基づく法的根拠を欠いているとした。

5° / 控訴裁判所は、司法警察が差別的な理由で X 氏の身元を確認し、重大な過失を犯したとの判断において、国家司法代理人が、A 氏がラ・デファンスのクアトル・タン商業センターの周辺にいた時間帯における、外国人と推定される人々を対象に行われた身分確認を正当化する具体的かつ特別な状況を示さなかったことを理由にしたが、国家司法代理人の意見からも導かれるように、この確認が外国人に関する法律違反の捜索を命じた検察の要請の正当な実行の一環であったかどうかを検討しなかったため、その決定は司法組織法典第 L. 141-1 条に照らし、法的根拠を欠いているとした。

しかし、司法組織法典 L. 141-1 条の意味において、公的な司法サービスがその委託された使命を果たすことができないことを示す一つの事実または一連の事実によって特徴付けられる欠陥から生じる重大な違法行為は、ある身分確認が差別的であることが立証された場合に成立するとみなされるべきである。特に、実際または推定される出自に関連する身体的特徴に基づいて行われた身分証明書の確認が、事前に客観的な正当化なしに行われた場合がこれに該当する；

被害を主張する者は、差別の存在を推定させるような差別的な扱いを示す事実の要素を提供する責任があり、該当する場合、行政は、処遇の差がないこと、またはそれがいかなる差別とも無関係な客観的要素によって正当化されていることを証明する責任がある；

第一に、判決は、提出された研究および統計情報が、「目に見えるマイノリティ」に属する同じカテゴリーの人々に対する、すなわち、実際のまたは推定される民族的出自に起因する身体的特徴によって決定される身分証明書の確認が、差別的な根拠に基づいて、頻繁に実施されていることを証明することを指摘する；控訴裁判所は、目撃者の供述に基づき、1 時間半の間、身分確認が、皮膚の色または出身に基づいて、ある種の人々を組織的かつ排他的に対象として行われたことを主権的に認定した。X 氏は、差別の推定を生じさせる待遇差の証拠を提出したのである；

第二に、控訴裁判所は、求められてもいない検討を行う必要はなく、国家司法代理人が、この身分確認がいかなる差別とも無関係な客観的状況によって正当化されていることを立証していないと主権的に判断した；したがって、国家の責任が司法組織法典第 L. 141-1 条に基づいて問われると正確に結論付けた。

従って、この主張は受け入れられない；

以上の理由により

上告を棄却する；

訴訟費用は国庫の負担とする；

民事訴訟法第 700 条に基づき、上告を棄却する；

以上のとおり、民事訴訟法第 450 条第 2 項に定める条件に従い当事者に事前に通知した上で、破毀院第一民事部が判決を下し、2016 年 11 月 9 日、裁判所の事務局に判決を提供して言い渡した。

本判決に付随する主張

国務弁護士である SCP Meier-Bourdeau et Lécuyer により国家司法代理人のために（訳者注：原文ママ）提出された主張。

控訴審判決は、精神的損害に対する損害賠償として、X 氏に 1,500 ユーロを支払うよう国の司法代理人に命じたとして批判されている；
理由として、身分証明書の確認は、警察官や憲兵隊の軍人などの公権力の代理人が

個人に対して行う、その身分を何らかの方法で証明することの命令又は勧告である；公権力の代理人や憲兵隊の軍人が身分証明書の確認を行うことができる条件は刑事訴訟法第 78-2 条に定められており、以下の 3 つの状況がある：* 第 1 項：「司法警察官および（…）は、以下のいずれかの合理的な理由がある場合、何らかの方法でその身分を証明するよう求めることができる：- 犯罪を犯した、または犯そうとした疑いがある場合；- 犯罪や軽犯罪を犯す準備をしている疑いがある場合；- 犯罪や軽犯罪の調査に有用な情報を提供する可能性がある場合；- 司法当局によって捜索対象となっている場合」、*第 2 項：「共和国検事の書面による要求に基づき、特定の犯罪の捜査および訴追のために、同じ方法で、特定の場所および期間において、あらゆる人の身分を確認することができる（…）」、なお、憲法評議会は 1993 年 8 月 5 日の決定第 DC 93-323 号において、共和国検事はその要求において「身分証明の確認および検証手続きがどのように行われるべきかを正確に定義する必要がある」と明示している* 第 3 項：「あらゆる人の身分は、その行動に関わらず、第 1 項に定められた方法で、公共の秩序、特に人や財物の安全を防ぐために確認することができる」、なお、憲法評議会は同じ 1993 年 8 月 5 日の判決において、警察当局は「確認を動機付けた公共の秩序に対するリスクを特定の状況で証明できる状態でなければならない」と述べている；しかしながら、刑事訴訟法第 78-2 条の規定に基づく身分証明書の証明の確認の実施は、その合法性の問題を超えて、個人の基本的権利を尊重し、特に人種、外見、出身に基づく差別なしに平等な扱いの原則を守る必要がある。この非差別の原則は国際人権保護の中心にある；1948 年 12 月 10 日の世界人権宣言に続き、1965 年 12 月 21 日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、1966 年 12 月 16 日の市民的及び政治的権利に関する国際規約、2002 年 11 月 7 日の欧州連合基本権憲章、および欧州人権保護条約に明記されている；欧州司法裁判所は、差別に関する問題において、国際法および国内法ならびに欧州人権条約に照らして EU 法を適用し、国家は差別を避けるだけでなく、あらゆる差別を防ぐために必要な措置を講じる義務があることを強調している。欧州人権裁判所は、C 対ロシア判決（2005 年 12 月 13 日）において、「人種差別は特に忌まわしい形態の差別であり、当局からの特別な警戒と強力な対応を必要とする」と判示している。同様に、この平等な待遇の原則とその相関関係である非差別の原則は、「フランスは不可分の、世俗的、民主的、社会的共和国である。すべての市民は出身、人種、宗教の区別なく法の前に平等である」と規定する 1958 年 10 月 4 日の憲法第 1 条により国内法としても定められているが、1789 年 8 月 26 日の人権宣言及び 1946 年 10 月 27 日の憲法前文第 1 項によっても、この 2 つの文章は憲法上の価値を持つ。：したがって、司法裁判官は、これら三つの身分証明書の確認方法（第 1 項の一般法、第 2 項の要請によるもの、第 3 項の予防的なもの）に基づき、警察当局が法的要件と憲法評議会在が定めた制限を遵守しているかどうかを監視する責任がある。また、身分証明書の確認が厳密に合法であるかどうかを確認するだけでなく、それが人権を尊重して行われたかどうかを、特に肌の色や出身に関係なく、客観的な基準に基づいて確認する責任もある。憲法評議会は 1993 年 8 月 5 日の決定において、「司法当局は個人の自由の守護者として、特に身分証明書の確認の実施を動機付けた理由の合法性、現実性、妥当性を監視する責任がある」と述べている。Averidé X 氏は、刑事訴訟法第 78 条の 2 第 2 項の規定に従って身分証明書の確認を受けた。この措置は、司法警察の行動であり、上訴人が主張するのとは異なり、公的司法制度の一部に属し、彼が異議を唱えても、彼は司法組織法典第 L. 141-1 条の利用者に該当する。司法組織法典 141 条 1 項は、判事の行う行為だけでなく、刑事

訴訟法が定める枠組みの中で行われる行為、重大な犯罪や現行犯の捜査、予備的な捜査にも関係し、「国は、司法の公共サービスの欠陥のある運用によって生じた損害を補償する義務がある」と規定している点で、国の責任を追及できる訴権を与えている；この責任は、重大な過失又は司法の否定によってのみ発生する」と規定されており、重大な過失とは、「公的司法制度がその委託を受けた使命を果たすことができないことを示す一つの事実又は一連の事実」によって特徴付けられる欠陥として理解される；それにもかかわらず、判例は、この概念を、それを犯した職員による職務上の義務違反と、被害者が公的司法制度から期待する権利があった事柄に関して、その機能不全が被害者に与えた影響を考慮に入れることによって評価している；上記の国際的、欧州及び国内的基準から生じる基本原則に照らせば、特に人種又は出自に基づく差別的な理由に基づいて実施された身分証明書の確認は、すべての者が公的司法制度に期待する正当な権利を有する平等待遇の原則を根本的に損なうものであることが認められる。このような明白な基本的人権の侵害は、したがって、国家の責任を直接問う重大な過失を構成するものである。したがって、このような違法行為の特徴に関する司法手続法典第 141-1 条に規定される要件は、自らが被害者であると主張する者が利用可能な措置を取ることに障害とはならない。しかし、完全に効果的であるためには、憲法評議会が指摘したように、司法裁判所への訴えは、L. 141-1 条に基づいて、関係者が恣意的または不当と考える事実を証明することができる法的枠組みの中で行われるべきである；本件における問題は、争点となっている身分証明書の確認により、いかなる報告書も作成されず、記録もされず、受領証も発行されなかったことである；現行法では、違反が確認されない身分証明書の確認に関して、追跡可能性の義務は規定されていない；この状況は、司法審査を妨げ、それ自体が、関係者が問題となった措置及びその差別的であり得る性質を有効に争う機会を奪う可能性があり、欧州裁判所が欧州人権条約第 13 条に基づいて発展させた判例に反する；したがって、控訴人は、欧州裁判所が様々な判決

(B、C、D 判決) で述べたように、証明責任の調整の必要性を主張している；この点について控訴人は、2008 年 5 月 27 日付法律 2008-496 号も援用し、その第 4 条には「直接または間接の差別の被害者であると考えられる者は、そのような差別が生じたと推定される事実を管轄裁判所に提出しなければならない。これらの事実を照らし、問題の措置が差別とは無関係な客観的要因によって正当化されることを証明するのは被告である」と規定されている。労働法のいくつかの条文と刑法第 225 条の 3 を改正した 2008 年 5 月 27 日法の範囲は第 2 条によって定義されており、同条は次のように定めている。「第 1 項：社会保障、健康、社会的利益、教育、財やサービスへのアクセスまたは財やサービスの提供に関するあらゆる差別は禁じられている。第 2 項：労働組合または職業団体への加入および参加（これらによって提供される利益を含む）、雇用へのアクセス、雇用、職業訓練および労働（独立労働者または無償労働を含む）、労働条件および職業上の昇進に関するあらゆる差別は禁じられている。」この法律は、労働法に直接的または間接的に関連するさまざまな EU 指令の移管を補完するために採択された：- 2000 年 6 月 29 日付理事会指令 2000/43/CE：雇用、社会保護、生活の質の向上、経済的・社会的結束および連帯の分野における差別との闘い - 2009 年 11 月 27 日付理事会指令 2000/78/CE：雇用および職業における平等待遇の一般的枠組みの確立 - 2002 年 9 月 23 日付欧州議会および理事会指令 2002/73/CE：2002 年 9 月 23 日付欧州議会・理事会指令 2002/73/CE：雇用、職業訓練、昇進、労働条件へのアクセスに関する男女平等待遇原則の実施に関する指令を改正するもの；2004 年 12 月 13 日付理事会指令

2004/113/CE : (経済・金融分野における) 財・サービスへのアクセスおよび供給における男女平等待遇原則の実施 ; 2006 年 7 月 5 日付欧州議会・理事会指令
2006/CE : 「機会均等原則の実施」 : 「雇用と職業に関する男女の機会均等と平等待遇の原則の実施」 ; したがって、その適用範囲、前述の欧州指令、議会での議論と準備作業を考慮すると、その適用範囲が社会問題と労使関係に限定されている 2008 年 5 月 27 日法が本紛争に適用されることが意図されているとは思われない。しかしながら、適切であるためには、司法組織法典 L. 141-1 に基づき利用可能な救済措置は、欧州裁判所の判例に従って、人権および平等原則の侵害が、重大、具体的かつ一致する一連の事情によって証明することができるものである必要があり、一方、公権力は、待遇の違いが正当な性質を証明しなければならない ; 本件では、国家司法代理人が主張するのは逆に、貧困地域出身の若い世代の間で流行している衣服を着用し、目に見えるマイノリティ、特に 2010 年 6 月の人種差別と不寛容に対する欧州委員会の報告書によって特に糾弾された状況に属する若い男性たちが「過剰に監視」されていることを明らかにするという点で評価の要素となる一般的な統計に加えて、Averdié X 氏は、彼が職務質問されるのを目撃した Rachid A 氏の供述書を法廷で提出した。この人物は、次のように供述した。「私は、約 1 時間 30 分の間に合計で 10 人ほどの人々が身分確認をされるのを見た。彼らは全員、18 歳から 35 歳の黒人男性とアラブ人だった。彼らは古典的な服装をしていた (ジーンズ、トラックスーツ)。逮捕者は出なかった。検査対象者を選ぶために、警察官は群衆を観察した。人選が終わると、一人の警官がその人の通道の真ん中に立ち、チェックが行われる場所の方向に腕と手を差し出した。私は検問所から 10 メートルほど離れていたの、身分確認を受ける人と警察官とのやりとりが時々聞こえてきたが、身分確認を受ける人が検問の理由を知りたがると、たいてい警察官は <そういうものだ> と答えていた (.....)。」 ; この証言は、問題となっている身分証明書の確認が、対象者の身体的外見と、ある民族グループまたはある人種の一員であるか、そうであると推定されることを考慮して実施されたことを示している ; Averdié X 氏が対象とされた身分確認の正当性は、その実施の枠となる刑事訴訟法第 78 条の 2 第 2 項の規定に照らして異議を唱えられていないものの、ナンテール地方裁判所の検察官の指示により、「訪問者の数、ラ・デファンス地区の特異な性質と機微性」を理由に、ナンテール地方裁判所の検察官の指示により行われたものであるということによつては、公権力は、Rachid A 氏の言うように肌の色や出身を理由にした特定の人々を対象とする組織的かつ排他的な身分確認が具体的かつ特定の状況によっていかに正当化されるかを証明することができない。そのような証明がない場合、争点となる身分証明書の確認が屈辱的または侮辱的な発言がなされることなく行われたか否かにかかわらず、Averdié X 氏が訴えた行為は差別的な性格を有し、国家側の責任を生じさせるものである ; したがって Averdié X 氏は、その結果生じた精神的損害の補償を受ける権利を有し、それは、1500 ユーロの支払により補償される ;

1°) 司法が否定された場合を除き、国は、公的司法制度、特に司法警察の行為の欠陥によって引き起こされた損害を賠償する責任を負うのは、公的司法制度がその委託された使命を果たすことができないことを示す一つの事実または一連の事実によって特徴づけられる欠陥として定義される重大な過失の場合に限られる ; 判決の認定によれば、2011 年 12 月 10 日と 11 日に、刑事訴訟法第 78 条の 2 第 6 項に基づいて検察官が発した要請書に基づき実施された身分証明書の確認において、司法警察職員は、身分証明書の確認の場所、日時および理由に関する要請書に記載された条

件に従って、X 氏の身分を確認する必要があった；しかし、X 氏が対象となった身分証明書の確認は司法警察がその職務を遂行できないことを特徴づけるものであったと判断した控訴裁判所は、その所見から法的結論を導き出さず、司法組織法典 L. 141-1 条に違反した；

2°) さらに、自分が受けた身分証明書の確認の合法性に異議を唱える当事者は、その後に行われ得る手続の無効を求める訴訟と同時に、上告人によって提起された手続が証明するように、司法組織法第 L. 141-1 条に基づく国に対する責任追及の訴訟の両方を利用できる。これらの訴訟により、身分証明書の確認の理由に異議を唱えることができる。しかし、身分証明書の確認に関する法律は、これらの身分証明書の確認の追跡可能性を欠いているため、効果的な司法救済を受ける権利を十分に尊重していないとし、個人の権利および平等原則の侵害に係る証明の規則を調整することを正当化するものであると判示した点で、控訴裁判所は、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約第 13 条を誤って適用し、侵害した；

3°) 人権および基本的自由の保護に関する欧州条約第 14 条に規定される原則は、独立した存在ではなく、同条約によって認められた権利および自由の非差別的な行使を保障するものである；控訴裁判所は、条約第 14 条の規定に従ってその享有が確保されていない、条約によって認められた権利または自由を特定することなく、身分証明書の確認の実施における無差別の証明は、欧州人権裁判所がこの条文を実施することに従わなければならないとしたことで、この条文および司法組織法典 L. 141-1 に照らして、その決定は法的根拠を欠くものである；

4°) さらに、控訴裁判所が、司法警察が差別的な身分証明書の確認を行ったことで重大な過失を犯したと判断するために、証人の証言に加えて、統計から得られた結論を採用したに過ぎず、これらは一般的であり、具体的かつ証明すべき特定の事実と一致した状況の特徴付けるには不適切であった；控訴裁判所が、X 氏が被害を受けたと主張する差別的な扱いを立証するための重大で具体的かつ一致した状況の束を示さなかったため、その決定は司法組織法典第 L. 141-1 条に照らし、法的根拠を欠いている；

5°) さらに、控訴裁判所が、司法警察が差別的な理由に基づく X 氏の身分証明書の確認を行い、重大な過失を犯したと判断するために、国家司法代理人が、A 氏がラ・デファンスのクアトル・タンブスショッピングセンターの周辺でその確認に立ち会った時間中の、外国人と推定される人々を対象としたこの身分証明書の確認を正当化する具体的かつ特別な状況を示さなかったと認定した際に、国家司法代理人の最終意見のとおり、この確認が外国人に関する法律違反の捜索を命じた検察の要請の正当な実行の一環であったかどうかを検討しなかったため、控訴裁判所の決定は、司法組織法第 L. 141-1 条に照らし、法的根拠を欠いている。

ECLI:FR:CCASS:2016:C101245

翻訳